

子会社が公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた件について

当社子会社であるニットクメンテ株式会社（代表取締役社長：土井義彦、以下「ニットクメンテ」といいます。）は、関東地区所在のマンション管理組合が設計監理会社または管理会社に委託して発注する大規模修繕工事等に関して独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、2024年3月4日以降、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）からの調査を受け、これまで同調査に対し全面的に協力してまいりました。

本日、ニットクメンテは、公取委から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、このたびの命令を厳粛に受け止めるとともに、グループ会社の経営管理及び内部統制を担う親会社としての責任を重く受け止めております。二度とこのような事態を招くことのないよう、独占禁止法コンプライアンスに関する取組みの一層の強化と再発防止策の徹底を図り、グループ全体の信頼回復に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要

ニットクメンテは、関東地区所在のマンション管理組合が設計管理会社または管理会社に委託して発注する大規模修繕工事等について、独占禁止法違反行為（不当な取引制限）があったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

当該命令においてニットクメンテは、取締役会において当該違反行為が既に消滅していることを確認するとともに、今後同様の行為を行わないこと及び今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられております。

2. 課徴金納付命令の概要

- ・納付すべき課徴金の額：358万円
- ・納付期限：2027年4月30日

3. 本件による業績への影響

本件による損失については、既に2027年3月期第1四半期連結決算に計上しており、その影響についても2027年3月期連結業績予想に織り込み済みであります。なお、現時点で新たに開示すべき業績影響はなく、本件による連結業績予想の修正はありません。

4. 今後の対応

当社は、本件をグループ全体の重要なコンプライアンス課題として受け止めております。

今後は、ニットクメンテが策定・実施する再発防止策について継続的にその実施状況を確認するとともに、グループ会社を含めた内部統制の一環として、排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を十分に精査し、必要な改善措置を講じてまいります。

また、親会社である当社のコンプライアンス室及び監査室が定期的な監査及びモニタリングを実施し、ニットクメンテに対する指導及び支援を強化するとともに、グループ全体の独占禁止法コンプライアンスの徹底及び再発防止に向けた取組みを一層強化してまいります。

さらに、当社は、ニットクメンテにおいて実施されるコンプライアンス委員会の運営、独占禁止法等ヘルプラインの整備・運用、教育研修、行動準則の定着状況等について継続的に確認し、必要な助言及び支援を行ってまいります。

当社グループは、本件を風化させることなく、法令遵守を事業活動の基盤として、お客様、お取引先様及び社会からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なお、ニットクメンテにおける具体的な再発防止策につきましては、下記のニットクメンテホームページをご参照ください。

* ニットクメンテ株式会社ホームページ <https://nittokumente.co.jp/>

以上